

## 「パートナーシップ構築宣言」

当行ならびに京都銀行グループ各社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を越えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援等）

当行は、株式会社東京証券取引所と企業のイノベーションを促す活動を含む、資本市場に関する連携について基本協定を締結しており、日本を代表する企業を数多く輩出する京都にて、次世代を担う地域のベンチャー企業、上場企業、企業の成長を支援する機関など、幅広く参加者を募り、最先端の研究施設視察会や地域のベンチャー企業によるビジネスモデル発表会を開催するなど、地域企業の成長支援活動の分野で協力しております。

今後も当地域の企業のさらなる成長を促進し、地域経済活性化や発展に寄与することを目指してまいります。

また、事業承継問題を抱えておられるお客さまに対するサポートとして、自社株対策や事業承継に関する初期的なアドバイス、税理士などの専門家と連携した最適な事業承継スキーム、課題解決策のご提案をおこなっております。

事業承継コンサルティングのみならず、当行グループのファンドを活用するとともに人員を派遣することで、企業価値向上を目指すハンズオン型支援にも積極的に取り組んでおります。

M&Aの取り組みに際しては、近畿2府3県、愛知県、東京都の広域な店舗網を活用した独自の情報提供に加え、広域的な地方銀行間の情報交換の枠組みである、「地域再生・活性化ネットワーク」をはじめとする、200先を超える外部提携先と連携したサポートを実施しております。これらの取り組みにより、質・量ともにお客さまのニーズに適ったご提案をおこなっております。

### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

#### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

#### ②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、将来的には支払サイトを60日以内とするよう努めます。

### ③知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

### ④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

## 3. その他

当行は、従来より地域社会とともに歩む地域金融機関として、社会貢献活動に取り組んでまいりました。時代とともに、利益の一部還元としての社会貢献活動は企業の社会的責任という考え方を内包し、CSR活動となり、現在では持続可能な社会への取り組みとしてSDGsへの取り組みへと形を変えております。

当行は様々なパートナーシップを活用した地方創生への取り組みを通じて、活力溢れるまちづくりに貢献します。

そして、経営理念「地域社会の繁栄に奉仕する」のもと、持続可能な社会の実現にむけ、これからも、お客さまとともに、地域の幸せな未来を創るため、地域の社会的課題の解決に貢献してまいります。

2020年10月29日

株式会社 京都銀行

取締役頭取 土井 伸宏